

介護・医療・福祉施設等 代表者 様

秋田県健康福祉部長

(公印省略)

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の終了について（通知）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者施設等における集中的検査については、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の実施について」（令和4年11月21日付け障ー2264）により、検査の実施をお願いしてきたところですが、県内の新規感染者数が減少傾向にあること等から、令和5年3月31日をもって集中的検査を終了することとしましたので、お知らせします。

なお、各施設に抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）が残っている場合は、必要に応じて、各施設の独自検査として、従事者や利用者等への検査に使用しても差し支えありません。また、独自検査を実施した際には、検査結果の報告をお願いします。詳細については、次を御確認くださいようお願いいたします。

（1）集中的検査の実施期間について

- ・ 集中的検査は、令和5年3月31日（金）をもって、終了とします。

（2）集中的検査の結果報告について

- ・ 集中的検査の結果報告は、翌週火曜日としておりますので、最終の報告期限は、令和5年4月4日（火）となります。これまでと同様に秋田県電子申請・届出サービスから報告をお願いします。なお、令和5年4月5日以降は入力ができなくなりますので、期日までに忘れずに入力くださるようお願いいたします。

(https://s-kantan.jp/pref-akita-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3626)

※（3）の報告先とは URL が異なりますのでご注意ください。

（3）令和5年4月1日以降の対応について

- ・ 原則として、各施設における独自検査による対応となります。従事者や入所者に感染者が発生した場合や、地域で感染者が増えてきた場合等においては、各施設の判断で独自検査を実施することにより、感染拡大を防止するよう努めてください。
- ・ 独自検査の際には、県が配布した検査キットを使用しても差し支えありません。
- ・ 県にも一定数の検査キットの備蓄がありますので、検査キットが追加で必要となる場合は、管轄の保健所に御相談ください。

- ・ 県が配布した検査キットを使用して独自検査を実施した場合は、検査実施後5日以内に、秋田県電子申請・届出サービスから報告をお願いします。

(https://s-kantan.jp/pref-akita-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4208)

※(2)の報告先とはURLが異なりますので御留意ください。

(4) 令和5年5月8日以降の対応について

- ・ 高齢者施設等においてクラスター等が発生した場合は、管轄の保健所の判断により、行政検査を行うことがありますので、保健所の指示に従って、適切な対応をお願いします。
- ・ 行政検査以外の各施設の独自検査については、「(3) 令和5年4月1日以降の対応について」と同様となります。

(5) 問い合わせ先

令和5年3月31日までの問い合わせ先

【高齢者施設等】

秋田県健康福祉部長寿社会課

T E L 018-860-1363

F A X 018-860-3867

E-Mail Chouju@pref.akita.lg.jp

【障害者施設等及び精神科病院】

秋田県健康福祉部障害福祉課

T E L 018-860-1332 (障害者施設等)、018-860-1331 (精神科病院)

F A X 018-860-3866

E-Mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp

【児童福祉施設、保護施設、その他施設等】

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課

T E L 018-860-1344

F A X 018-860-3844

E-Mail Chifuku@pref.akita.lg.jp

令和5年4月以降の問い合わせ先

秋田県健康福祉部福祉政策課 感染症特別対策室

T E L 018-860-1432

F A X 018-860-1434

E-Mail kantai@pref.akita.lg.jp